〇令和６管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和６管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和５年１２月２１日

北海道知事　鈴木　直道

さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和６管理年度（令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　4,800 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		４，８００トン
	北海道さんま漁業	４，７００トン
	北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準

第二　まあじ

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　現行水準

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		現行水準
	北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準

第三　まいわし太平洋系群

一　知事管理漁獲可能量

１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　32,800 トン

２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分		知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量		３２，８００トン
	北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	２５，０００トン
	北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準